

タイトル	複合君主政と近世フランス：ヨーロッパ近世史研究 とフランス近世史研究の接続の可能性
著者	仲松，優子；NAKAMATSU, Yuko
引用	北海学園大学人文論集(62)：121-138
発行日	2017-03-31

複合君主政と近世フランス

—— ヨーロッパ近世史研究とフランス近世史研究の 接続の可能性 ——¹

仲 松 優 子

はじめに

近年の学界では、イギリスやアイルランド、スペイン、東ヨーロッパおよび北ヨーロッパなどのヨーロッパ全体を視野に入れて、各地域の政体のあり方を比較する研究が盛んである。これにより、近代国家とは異なるヨーロッパ近世特有の政体の特徴をとらえることが試みられてきた。しかし、フランスについてはヨーロッパのなかでも中央集権の度合いが強かった地域として、例外的なものと位置づけられる場合が多い²。だが、こうした見方は、1980年代より開始され、近年顕著なたちで展開しているフランス近世史研究の成果とは矛盾しているといえるだろう。

本稿は、こうした研究状況を踏まえて、アンシアン・レジーム期フランスの権力秩序をめぐる研究動向を整理し、フランス近世史とヨーロッパ近世史の研究が近年共有していると考えられる視点を明確にし、研究成果を接続させることを目的としている。

その際、その足掛かりとして、本稿ではスペイン近世史研究が専門の J. H. エリオットの複合君主政 (composite monarchies) 論を検討し³、ここから近世フランスを複合君主政の特徴をもつ政体としてとらえることの可能性を探っていくこととする。また、これをとおして、複合君主政論の意義と課題を考えることも併せて目的とする。

以下では、まず第1章で、エリオットが複合君主政論のなかで、いかにフランスを位置づけていたのか、そしてそれは現在どのように再検討する

必要があるのかという点について考察を加える。第2章では、近世フランス史をヨーロッパ史研究に接続するにあたって、有効な手がかりを与えてくれるものとして、フランスの地方三部会(états provinciaux)と高等法院(parlement)に関する研究がどのように進展しているのかという点を整理する。そして第3章では、複合君主政論と近世フランス史研究がどのように接続することが可能かという点について、近年のフランス史研究による指摘をみていく。そして最後に、近世フランス史をヨーロッパ史に接合していくことの可能性と意義について考察する。

1. フランスに複合君主政論はあてはまるか

(1) エリオットにおけるフランスの位置づけ

近世ヨーロッパ政体の比較を行う近年の研究で常に参照される研究として、J. H. エリオットの論文があげられる。エリオットは、「複合君主政のヨーロッパ」(1992年)において、自らの専門領域であるスペインだけでなくヨーロッパ全域を視野にいれながら、ヨーロッパ近世の政体の特徴を把握しようとした。エリオットによると、近世ヨーロッパにおいては、自律性をもつ複数の地域がその独自性を保持しながら緩やかに統合されていた、複合君主政が一般的であった。そして、その政体のもとでは、地域ごとに異なる法や特権が維持され、地域独自の議会の存在が認められていたことが指摘されている。

この論文のなかで、エリオットはフランスについても言及している。近世フランスには、地方三部会保有地域(pays d'états)と、これを持たず国王役人が直接的に課税・徴税していたエレクトション地域(pays d'élections)が混在していた。エリオットは、ここにフランスの複合君主政的な特徴をみたのである⁴。

ここで存在が指摘されている近世フランスの地方三部会は、多くの場合、聖職者と貴族、第三身分の代表から構成されていた身分制議会であり、おもに地方が負担する課税額について、王権と協議する機関であった。フラ

ンス革命が生じた段階では、フランス王国全土の三分の一に相当する領域に、これが設置されていた。地方三部会に関する近年の研究動向の詳細は後述するが、地方三部会はフランス革命期までその活動を持続していたことを、近年の研究は強調している。こうした組織の存在が王国で広く認められていたことは、近世フランスにおいて地域の独自性が担保されていたことの一つの証とみることができるだろう。

しかし、エリオットは、この論文で近世フランスの複合的な要素を指摘しながらも、1620年代以降のフランスに言及する際には、その見方を変化させていく。ルイ13世の治世期である1620年代には、宰相リシュリューのもと、フランスでは三部会を廃止させ、中央集権的な徴税システムへの画一化の必要性が主張された⁵。この点を指摘したエリオットは、さらにその後のルイ14世（在位：1643-1715年）の時代における統合の強化を描いているのである。たしかにヨーロッパの他の地域でも、16世紀以降、時代が下るにつれて、国家としての統合力は強化されていった。しかし、エリオットは、ルイ14世が達成したフランスの統合力の度合いは、イギリスやオランダ、スペイン、オーストリアといった複合的な要素をいまだ維持していた地域とは対照的であったとした⁶。すなわちエリオットは、特にルイ14世時代以降のフランスを、複合君主的な統治が一般的であったヨーロッパにおいて、特殊なものとして位置付けたのである。

ここで問題にしたいのは、エリオットがその主張の根拠として参照した研究である。それは、17世紀のラングドック地方における王権と地域エリートとの関係を分析した、ウィリアム・ベイクの『17世紀フランスにおける絶対主義と社会』（1985年）であった⁷。エリオットは、国家的統合の多くのプロセスは、パトロネージの方法によって達成されたとし、その事例としてベイクの研究に基づきラングドック地方の名前をあげたのである。ラングドック地方は、フランス革命まで地方三部会を保有し続けた地方であるが、それにもかかわらず王権は統合を強化したと、エリオットは評価したのである。

しかし、このベイクの研究を、絶対王政が地方で成功したことを証明す

るものとして位置づけることには、現在の研究状況においては違和感が生じる。というのも、ベイクはその後この自らの研究の意義を、そのようなものとして説明していないからである。ベイクがこの研究書で主張していたことは何なのか、そしてその後ベイクは自らの主張をどのように整理しているのか。この点について、次に論じていこう。

(2) ベイクの研究とその意義

1985年に出版されたベイクの『17世紀フランスにおける絶対主義と社会』は、ルイ14世と南フランスのラングドック地方の貴族層の関係を分析したものである。フランス全土では、ルイ14世の即位前後に地方貴族の王権に対する反乱が多発したが、ベイクの問いは、ルイ14世がいかにしてこうした貴族層を平定することに成功したのかというものであった。ただし、これを説明するに際してベイクが重視したのは、王権が一方的に地方や貴族を抑圧した側面ではなく、王権と貴族の利害がいかに共有化され両者の間で同盟が結ばれたのかという点であった⁸。そのため、ここでは独自の利害をもち王権と交渉する政治主体として、地方貴族が論じられているのである。

このように、ベイクは地方の視点から王権との関係を考察しようとした。しかしその結論は、1680年代を境として、地域権力が王権と経済的利害を一致させ、交渉力を弱めたとするものであった。すなわち、1985年の研究でベイクは、問題設定にせよ結論にせよ、「絶対王政」とよばれるような王権の統合力が強化される時代が存在していたことを前提とし、その具体的なプロセスを明らかにすることによって、そこにラングドック地方もまた組み込まれていったことを示そうとしたのである。

エリオットが、ベイクの研究をふまえて、ルイ14世時代以降のフランスを複合君主政の枠組みから外したことは、当然であったといえるかもしれない。しかし、1990年代より特に英語圏の近世フランス史研究は、ベイクの研究を参照しながら、エリオットが下した評価とは異なる方向で、研究を発展させていくことになる。それは、ベイクの立ち位置さえも変化させ

ていく。

2005年に発表されたベイクの論文「社会的協働としてのルイ14世の絶対主義」は、「協働（collaboration）」をキーワードとして、王権と諸権力の関係を問う近年のフランス史研究の動向を整理したものである⁹。論文のタイトルでは、「ルイ14世」時代とうたっているものの、ここで紹介されている研究は、ルイ14世時代を対象としたものに限らず、これ以降の18世紀も含めて研究動向が論じられている。

ベイクは、近年の研究では、フランス王権が社会的エリートと協働して統治していたとする見方は、すでに一般化しているとする¹⁰。そして、こうした視点に基づく研究成果をふまえて、ベイクは、ルイ14世の親政期においてはその前の時期との変化が生じていたことを認めつつも、中央集権化には限界があったとした¹¹。また、その後の18世紀の統治システムにおいても、その特徴として王権と諸権力の協働をみることができると主張したのである¹²。

先にみたように、ベイクの1985年の研究は、王権と諸権力の協働関係を重視するのと同時に、1680年代以降の諸権力の交渉力の低下を指摘していた。スペイン史のエリオットは、その結論部分に力点をおき、フランス王権のもとでの統治体制の強化をベイクの研究の結論として理解した。しかし、ベイク自身は2005年の研究で、1985年の研究の結論部分ではなく、王権と諸権力の協働関係という統治システムのあり方を重視していることを示したのである。そして、ベイク以降のフランス史研究も、1985年の研究の結論部分ではなくその研究のアプローチを重視し、王権と諸権力の協働の具体的なあり方を探る方向で研究が進展していった。そうになると、エリオットが複合君主政の枠組みから、フランスを外した点については、現在の研究動向をふまえると不適切だといえるだろう。

それでは、エリオットが複合君主政の枠組みからフランスを除外する時期となるルイ14世時代から18世紀について、これを対象としたフランス史研究は、王権と諸権力の関係や、中央と地方の関係をどのようなものとして描いているのだろうか。この点を考察するために、次章では、地方の

権力を代表する地方三部会と、これと並んで大きな影響力を保持した高等法院に関する研究が、近年どのように進んでいるのかという点について整理する。

2. 地方三部会および高等法院についての近年の研究動向

(1) 地方三部会研究

地方三部会を対象とした研究は、19 世紀以来取り組まれてきたが、多くの場合、地方三部会は王権による抑圧のもとで弱体化し、フランス革命までには形骸化していたとする見方が支配的であった。しかし、この状況は、2000 年代前後よりみられた地方三部会研究の活発化のなかで、変化していくことになる。

マリ＝ロール・ルゲによる『17・18 世紀における近代国家建設における地方三部会』(2001 年)は、その画期として位置づけることができるだろう¹³。本書は、アルトワ地方、カンブレジ地方、フランドル地方といったフランスの最北部に位置していた地域の地方三部会を研究対象としたものである。ルゲは、これにより北部地域の地方三部会が、衰退したと考えられてきた 18 世紀に、むしろその活動領域を広げていったことを示した。

また、ジュリアン・スワンも、ブルゴーニュ地方三部会が、1629-31 年の廃止の危機を免れた後には、ルイ 14 世の親政期においても、またその後の 18 世紀においても、定期的に王権によって招集され、活発に活動を展開していたことを示した¹⁴。また、ラングドック地方については、伊藤滋夫が、王権によるラングドック地方三部会廃止への政治的圧力は、ルイ 13 世時代の 1620・30 年代が最も激しく、これ以降は廃止させようとする動きはみえず、18 世紀にはその権限を強化したことを示した¹⁵。さらに、ラングドック地方三部会については、モンペリエ大学による長年にわたる共同研究の成果が近年公刊されており、フランス革命にいたるまで多大な役割を果たしたラングドック地方三部会の活動の詳細が論じられている¹⁶。

これらの研究により、地方三部会は課税額を王権と交渉していただけで

なく、独自の財源をもって橋や道路などのインフラストラクチャーの整備を行い、さらには中央の政治決定にも影響を与えていたことが明らかになった。それというのも、地方三部会は会期終了後に地方全体からあがってきた要望を取りまとめて陳情書を作成し、これを国王に提出するためにパリやヴェルサイユに赴いて関係大臣等と交渉を行い、国王から陳情書に対する回答を得ただけでなく、時には王令を発布させることにも成功していたからである。スワンは、ここに地方三部会の立法行為への関与をみている¹⁷。

このように、地方三部会はさまざまな領域で独自の活動を展開し、時には中央に働きかけるほどの大きな政治的役割を担った。そして、王権の側にとっても、特に 1630 年代以降は地方三部会を抑圧の対象とするのではなく、赤字に苦しむ国家財政を支える頼みの綱として、また地方統治の要として、むしろ積極的に活用する存在であったと考えることができる。エリオットがフランスを複合君主政の枠組みから外れるものとして描き始める 1620 年代およびルイ 14 世時代以降の時代こそ、逆に地方三部会が政治や経済における存在感を増していった時代であったことを、近年の研究は示しているのである。

ただし、権力を増大させていく地方三部会の政治的立場と王権の関係や、両者の権力バランスについての評価は、論者によって意見が分かれている。地方三部会研究に新たな視野を広げたルゲは、フランス北部の地方三部会 はたしかに 18 世紀に権限を拡大させていったが、地方の利害を代弁し王権と対抗するという「伝統的な」役割を低下させており、地方三部会が王権の影響力を地方に拡大していくための機関となっていたと主張している。これに対して、ブルゴーニュ地方を研究対象とするスワンは、ブルゴーニュ地方三部会が地方総督 (gouverneur) の支援を受けながら、地方エリートの利害に基づき、フランス革命にいたるまで王権と交渉を繰り返し続けていたことを強調している¹⁸。

以上のように、近年のフランス史研究では、王国の政治運営における地方三部会の重要性を指摘しているが、地方三部会の政治的主体性や王権に

対する自立性をどの程度まで評価するのかという点をめぐって、なお論争が続いているといえるだろう。しかし、王権の意図からのみ近世フランスの政治を把握しようとする方法には限界があり、そしてその王権が中央集権化と近代化を一貫して政治目標としていたとする理解の前提については、すでに多くの批判が提示されている¹⁹。近世フランスの政治運営について、王権以外の諸権力が担った役割を重視し、王権と諸権力の「交渉」や「協働」をキー概念として見直すことに、近年の多くのフランス史研究は重点をおいている。ここには、ヨーロッパ史研究においてみられる多様な地域と権力の重層的で複合的な関係のなかで政体を考察しようとする視点との共通点をみることができよう。

(2) 高等法院研究

地方三部会研究に顕著にみられる王権と諸権力の協働関係を問う視点は、高等法院を対象とした近年の研究においても指摘することができる。ただし、それはバイクの研究に触発されて行われたというよりも、「絶対王政論」を実証研究によって見直す文脈によりながら、特にフランス語圏の研究において進展したと考えられる。そして近年、こうした研究動向と協働関係に注目する議論が、接続されるようになった。

高等法院は、14世紀初めにパリに創設され、その後王領地が拡大していくなかで地方に増設されていき、1789年の段階では全国で13を数えるにいたった。高等法院は各管区内ではほぼ最終審に相当しただけでなく、王令の是非を議論し認可する登録権と、王令の内容について意見を述べる建白権を保持していた。王令は、高等法院で登録されて初めてその管区における効力を発したため、高等法院は国王の立法権を制限することが可能であった。また、近世フランスにおいて地方ごとに法や制度が異なったことの原因の一つは、この法制定のシステムにあった。

従来の研究では、このように大きな権限と影響力を持った高等法院が王権と対立し、王権によって抑圧の対象となった側面が重視されてきた。特にルイ14世の即位直後に起きたフロンドの乱では、高等法院が王権に反対

する立場をとったため、フロンドの乱後とルイ 14 世の親政期には、高等法院の権限が大幅に縮小されたことが指摘されてきた。そしてルイ 14 世死去後の 18 世紀には、王権と高等法院の政治的対立が再び激化したことが、18 世紀フランスの政治史を語るうえでのフレームワークとなってきた。

しかし、こうした理解は見直しがすすめられている。その先駆的なものとしては、アルバート・ハムシャーやミシェル・アントワヌの研究があげられる。ハムシャーは、フロンドの乱後に王権とパリ高等法院の間で政治的な協調関係が築かれていたことを指摘した²⁰。またアントワヌは、ルイ 14 世の親政期に高等法院の建白権が制限されたとするこれまでの一般的な理解を覆し、この時期に各地の高等法院が国王への建白権を行使し続けた実態を示した²¹。

そして、2000 年以降、高等法院と王権との協働関係を重視する新しい視点にたった実証研究が多く生まれた。カロリーヌ・ル＝マオは、ボルドー高等法院が専門であり、地方からみた高等法院と王権の関係を見直す作業を精力的に進めている。ボルドーはフロンドの乱に際して反王権の立場をとり、そのため反乱の後には高等法院がボルドーから追放された。しかし、その後ボルドーに復帰した高等法院は王権に対する建白を再開し、王権もまた高等法院と交渉しながら政治を運営していたことを、ル＝マオは示した²²。

また、高等法院の構成員に光をあてることにより、王権との対抗関係にあった組織として一面的に把握されてきた高等法院の姿を再検討することを目的として、ル＝マオを中心として論文集が編まれている²³。

さらに、ゴーティエ・オベールは、先に検討したベイクなどの研究によりながら、協働や交渉、妥協や調整といったものがルイ 14 世時代の政治を決定付けていたとする見方を紹介し、ここに近年の高等法院研究の動向を位置づけた²⁴。

このように、高等法院研究も、地方三部会研究と同様に、諸権力が王権と対立するというよりもむしろ協調する側面に、研究の重点が置かれている。しかし、こうした研究動向に対しては批判も生じている。ジョン・ハー

トは、2002年に自らの専門であるパリ高等法院研究に依拠しながら、先にみた先駆的研究を著したハムシャーとベイクに批判を向け、ルイ14世は高等法院から政治的権力を奪い、経済的にも搾取することに成功したと主張した²⁵。これを受けて、ベイクはハートがむしろ王権の抑圧的な態度のみを問題としており、さらにルイ14世が貴族を経済的に搾取したとする指摘のあいまいさを問題とした。ただし、ベイクも王権と諸権力の協働関係をさまざまな側面から見直すことの必要性は認めている。そしてベイク以外に協働関係に関心をもっている論者も、ハートの問題提起を受けて、近年の研究の視点の問題を指摘するようになった²⁶。

現在では、近世フランス史研究においては、王権と諸権力の協働関係が指摘されるだけでなく、王権の強権的な側面と政治変動を視野に入れ、また王権と利害を共有したとされる貴族やエリート層の多様性をふまえながら、総合的に検討される時期にきているといえるだろう。しかし一方で、地方三部会や高等法院と王権の間でくりひろげられた政治の詳細が明らかにされるなかで、王権だけが政治的アクターである中央集権的な王国という近世フランス像は、もはや維持できなくなっていることも事実である。地方三部会や高等法院といった地方に拠点をもつと同時に、それぞれの地域政治のなかで王権と結びついていく個人や集団の姿に注目し、近世フランスの国政のあり方を再検討しようとする視点は、今後も重視されることが考えられる。

3. 複合君主政論への架橋

(1) 近年のフランス史研究とヨーロッパ史研究

ここまで、1980年代以降の近世フランス史研究が、地方ごとに異なる制度と権力構造を基盤に、王権以外の諸権力がいかに王国の統治体制に関与してきたのかという点に注目するようになったことについて整理してきた。こうした視点は、近世ヨーロッパ史で議論されている複合君主政論の議論との視点の共通点を指摘できると考えられるが、フランス史の領域に

においては、「複合君主政」の概念を用いて研究成果が説明されることはほとんどない。しかし、近年公刊された論文集は、フランス史研究を複合君主政論に架橋することのヒントをもたらしてくれる。本章ではその論点を整理してみよう。

ここで取り上げる論文集『18世紀の複合国家 (composite state)』（2010年）は、2007年に北アイルランドのベルファストのクイーンズ大学で開催されたシンポジウムをもとに公刊されたものである²⁷。シンポジウムの趣旨は、18世紀のヨーロッパに存在した複合君主政において、法の制定がいかなるプロセスで行われたのかという点を分析することにより、中央政府と下部組織である議会との関係を明らかにしていくというものであった²⁸。シンポジウムおよび論文集のタイトルには、「複合国家」という用語を採用しているが、趣旨の説明においては「複合君主政」もあわせて使用しており、ケーニヒスパーガの複合国家論とエリオットの複合君主政論とともにふまえながら、議論が展開されている²⁹。

また、18世紀という時代をとりあげることを意味を、編者の D. W. ヘイトンとジェームズ・ケリーは以下のように述べている³⁰。ケーニヒスパーガは複合国家を論じるにあたって 16・17 世紀に焦点をあてており、また 18 世紀については「財政軍事国家 (fiscal-military state)」論によって国家権力の増大が描かれることが多いが、エリオットが複合君主政の特徴として指摘する各地方の法や慣習の尊重と代表議会の存続は、18 世紀においても指摘することができる。これを、アイルランドおよびヨーロッパのさまざまな地域のケーススタディーから議論しようとしたのである。

論文集では、アイルランドを中心に、フランス、ハンガリー、ポーランド＝リトアニアを対象とした論考が収められている。そのうち、本稿に直接関係がある論考として、ジュリアン・スワンの議論を次に整理し、フランス近世史の研究成果を複合君主政論へと架橋させることの可能性について考えてみよう。

(2) スワンの論点

スワンは、先にふれたようにブルゴーニュ地方を専門としており、同地に設置されていた地方三部会および高等法院と王権の関係を分析することをおして、複合君主政の枠組みと近世フランスの関係を論じている³¹。

まずスワンは、近世ヨーロッパで複合君主政が一般的であったとされるなかで、フランスだけが中央集権化されたものとして議論の枠組みから外されることに疑問を提示している。もちろんフランス国王は、スペインやオーストリアでみられたように、支配領域ごとに支配者としての称号が異なるということはなかった。また、王権による直接課税地域であったエレクトシオン地域では、18世紀以降地方長官のもとでの行政的コントロールが強まったととらえることができる。

しかし、エレクトシオン地域は王国のすべての領域を占めていたわけではなく、三分の一の領域は地方三部会を保有し続けた。エリオットは、ルイ14世がフランスの国家統合に成功したとするが、地方三部会保有地域を念頭におけば、その評価は疑わしく、エリオットのいう複合君主政の特徴は、これ以降も地方三部会保有地域にあてはまると、スワンはみなす³²。

そしてスワンは、複合君主政の定義そのものも問題としている。もし、複合君主政というものを、単一の君主が複数の王国を支配している状況を指すとするならば、フランスはこうしたモデルには合致しない。しかし、その定義をもう少し緩やかなものにし、さまざまな地域がその独自の特権をもったままで統治されていた状態を指すものとするなら、フランスはそれにあてはまる。そして、その定義の方が、近世ヨーロッパの現実をより的確に考察することができるのではないかと提案している³³。

また、スワンは、自らの専門領域であるブルゴーニュ地方と王権の関係については、フランス革命にいたるまで、地方特権を擁護する地方三部会と高等法院という二つの組織が強力に存在したこと、そして両者は課税の問題に対して地方の同意が必要であるとする原則を革命にいたるまで保持していたことを示した。これらの点からスワンは、フランスではフランス革命にいたるまで、複合君主政の特徴が確固として存在していたと主張し

たのである³⁴。

スワンも指摘しているように、複合君主政と近世フランスの関係を考察する議論は、現在のところあまり見受けられない。しかし、「複合君主政」の定義を再検討し、さらにフランス史の現在の研究状況をふまえるなかで、フランス史とヨーロッパ史との架橋は可能であり、またそのことはフランス史およびヨーロッパ史の知見を豊かなものとするにあたっても有意義なのではないだろうか。

おわりに

以上のように、本稿では近世フランスに近世ヨーロッパの政体の特徴があてはまるのかという点について、エリオットの複合君主政論を参照軸としながら、現在の研究状況とその成果をふまえて考察してきた。

エリオットはヨーロッパ近世を対象としたその論考のなかで、フランスにも複合君主政的要素をみたが、ルイ 14 世時代以降のフランスをその枠組みから外した。しかし、近年のフランス史の研究成果では、ルイ 14 世時代以降も地方の法的・制度的多様性が維持されていたことが明らかとなっており、エリオットが提示した複合君主政の特徴との共通点を、フランスにもみることができると考えられる。

こうしてフランス史研究とヨーロッパ史研究を接合することが可能となったのは、近年の研究がフランスの政治構造の実態を明らかにしたことが理由ではなく、両者が共有している視点に求めることができるだろう。近年のフランス近世史研究が、王権以外の諸権力の統治における役割に注目し、その間にみられた交渉や協働といったものに目を向けている点、ヨーロッパ近世史研究との架橋が可能な状況を生み出しているのではないだろうか。

それでは、フランス史とヨーロッパ史を接続するとき、その意義はどのようなところにあるだろうか。まず、近世フランス史研究が複合君主政論の視点を組み込むことの意義の一つは、さまざまな地域の多様性を踏まえ

たうで、王国の政治構造の全体を立体的にとらえることをうながす視点が得られることではないだろうか。地域の多様性の指摘は、フランス史が専門の二宮宏之による「社团的編成論」でもみることができるが、社团的編成論は絶対王政論を批判するために議論されたものであるため、王権を頂点とした縦の権力関係を再考することに重点がおかれた³⁵。これに比べて、複合君主政論は君主と地域の関係だけでなく、地域間の横の関係の重要性を示唆している。フランスもまた、王国内部のさまざまな地方三部会地域と、エレクトオン地域、さらに 18 世紀に併合される国境地域や植民地との相互の関係を視野に入れるなかで、王権と地方の関係が構築されていく可能性をみていくことの必要性を、複合君主政論から読み取ることができるのではないだろうか。

他方、エリオットの複合君主政論をフランス史研究の視点から眺めるとき、中央集権的か分権的かという二者択一の枠組みで問題をたてることによって、ヨーロッパの国政のあり方を理解するうえで見逃してしまう側面があるということを示しているように思われる。フランスも含めてヨーロッパにおけるその国政のあり方を比較するのであれば、集権化の強弱ではなく、中央と地方の交渉や協働の具体的なあり方や、王権による統治への合意調達のメカニズムを比較することのほうが、近世ヨーロッパの国政の特徴を明確にすることができるのではないだろうか。

現在、ヨーロッパ近世史研究とフランス近世史研究が同じ枠組みのなかで議論できる基盤は整ってきているようにみえる³⁶。今後の研究の進展は、両者にとってその視点を豊かにしていくことにつながっていくだろう。

注

- 1 本稿は、ヨーロッパ近世史研究会第 22 回例会「近世史研究の現在(3)——複合国家論再考——」(2015 年 11 月 22 日於東京外国語大学)において、筆者が「複合君主制と近世フランス」と題して行った報告をもとに、加筆・修正したものである。
- 2 例えば、イギリス近世史の専門家である H. G. ケーニヒスバーガーは、フラ

- ンスを君主が臣民の合意を得ずに支配できた国家の典型としている。H. G. Koenigsberger, «Composite states, representative institutions and the American Revolution», *Historical Research*, vol. 62, 1989, pp. 135-153（特に p. 135）.
- 3 J. H. Elliott, «A Europe of Composite Monarchies», *Past and Present*, n° 137, 1992, pp. 48-71.
- 4 *Ibid.*, p. 51.
- 5 *Ibid.*, p. 63.
- 6 *Ibid.*, pp. 65-66.
- 7 William Beik, *Absolutism and Society in Seventeenth-century France: State Power and Provincial Aristocracy in Languedoc*, Cambridge, 1985.
- 8 *Ibid.*, p. 12. ここでベイクは、「抑圧モデル」を批判し、階級闘争の視点から分析することの重要性を説いているが、本書は階級のなかでも王権と貴族の関係に焦点があたっているととらえることができるだろう。
- 9 William Beik, «The Absolutism of Louis XIV as Social Collaboration», *Past and Present*, n° 188, 2005, pp. 195-224（以下、「Social Collaboration」と略記）.
- 10 *Ibid.*, p. 195.
- 11 *Ibid.*, p. 221.
- 12 *Ibid.*, p. 222.
- 13 Marie-Laure Legay, *Les États provinciaux dans la construction de l'État moderne aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Genève, 2001.
- 14 Julian Swann, *Provincial Power and Absolute Monarchy: The Estates General of Burgundy, 1661-1790*, Cambridge, 2003（以下、「Provincial Power」と略記）.
- 15 伊藤滋夫「中・近世ラングドックの直接税収取機構の変遷」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）』33号、2001年、47-70頁。
- 16 Stéphane Durand, Arlette Jouanna, Elie Pélaquier et al., *Des États dans l'État: Les États de Languedoc, de la Fronde à la Révolution*, Genève, 2014. モンペリエ大学の共同研究チームは、1648年から1789年までのラングドック地方三部会の議事録をデータベース化するプロジェクトを、1999年から開始した。本書はこのプロジェクトの経過において行われた研究の成果をまとめたものである。
- 17 Julian Swann, «Le roi demande, les états consenté: Royal Council,

- Provincial Estates and *Parlements* in Eighteenth-Century Burgundy», D. W. Hayton, James Kelly and John Bergin, *The Eighteenth-Century Composite State: Representative Institutions in Ireland and Europe, 1689–1800*, New York, 2010, pp. 163–182 (特に pp. 167–168. なお, 以下では「Le roi demande, les états consenté」と略記). スワンが示したブルゴーニュ地方三部会の陳情活動については, ラングドック地方三部会も同じく実施していた。Arlette Jouanna, «Les relations directes avec la Cour», Durand, *op. cit.*, pp. 293–316.
- 18 Swann, *Provincial Power*, pp. 43–46. ただし, 18 世紀後半以降は, 地方総督とブルゴーニュ地方の関係は希薄なものとなっている。
- 19 たとえば上記の地方三部会研究をめぐって, スワンは, 王権が常に中央集権化と近代化を目指していたとするルゲの見方に対して疑問を提起しており, 近年の研究をふまえて, 王権が統治政策を一貫させることがなく, プラグマティックに行動していたことを強調している。Swann, *Provincial Power*, p. 24.
- 20 Albert N. Hamscher, *The parlement of Paris after the Fronde (1653–1673)*, Pittsburgh, 1976.
- 21 Michel Antoine, «Les remontrances des cours supérieures sous le règne de Louis XIV(1673–1715)», *Bibliothèque de l'école des chartes*, t. 151, n° 1, 1993, pp. 87–122.
- 22 Caroline Le Mao, *Parlement et parlementaires: Bordeaux au Grand siècle*, Seyssel, 2007; Idem, «Louis XIV et le parlement de Bordeaux: un absolutism bien tempéré?», Hugues Daussy et Frédérique Pitou dir., *Hommes de loi et politique (XVI^e–XVIII^e siècles)*, Rennes, 2007, pp. 89–104.
- 23 Caroline Le Mao dir., *Hommes et gens du roi dans les parlements de France à l'époque moderne*, Pessac, 2011.
- 24 Gauthier Aubert, «Introduction», Gauthier Aubert et Olivier Chaline dir., *Les Parlements de Louis XIV: Opposition, coopération, autonomisation?*, Rennes, 2010, pp. 9–10. また, 筆者も 18 世紀ラングドック地方の地域秩序の形成をめぐって, 高等法院や下級裁判所, 地方三部会などが繰り広げていた王権との交渉や協働を分析した。拙稿「18 世紀フランスの権力秩序と裁判管轄争い——1783 年ラングドック地方におけるマスクの蜂起の事後処理過程——」『歴史学研究』869 号, 2010 年, 1–17 頁; 同「18 世紀後半フラン

- スの地方統治と地域秩序——トゥルーズ高等法院の巡回任務——」『史学雑誌』第121編、第12号、2012年、1-33頁；同「混じり合う王権と地域権力——18世紀フランスにおける国王裁判所の人的構成——」小沢弘明・山本明代・秋山晋吾編『つながりと権力の世界史』彩流社、2014年、47-66頁。
- 25 John J. Hurt, *Louis XIV and the parlements: The assertion of royal authority*, Manchester and New York, 2002.
- 26 Beik, «Social Collaboration», pp. 195, 218-220. 地方三部会研究を行っているスワンは、王権と地方三部会の協働関係に注目しながらも、「修正主義」が、地方エリートを単一の階級ととらえがちであり、王権がエリートに妥協し配慮する側面ばかりが強調されがちであることを問題点として指摘している。Swann, *Provincial power*, pp. 15-17. 高等法院研究のオベールもまた、王国の制度から利益を得たエリートだけに焦点があてられていることの限界を指摘している。Aubert, *op.cit.*, p. 13.
- 27 D. W. Hayton, James Kelly and John Bergin, *The Eighteenth-Century Composite State: Representative Institutions in Ireland and Europe, 1689-1800*, New York, 2010.
- 28 *Ibid.*, p. X.
- 29 ケーニヒスパーガの複合国家論については、注2を参照されたい。
- 30 D. W. Hayton and James Kelly, «Introduction. The Irish Parliament in European Context: A Representative Institution in a Composite State», Hayton, *op.cit.*, pp. 3-16.
- 31 Swann, «Le roi demande, les états consenté».
- 32 *Ibid.*, pp. 163-165.
- 33 *Ibid.*, p. 164.
- 34 *Ibid.*, p. 171.
- 35 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」, 吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』木鐸社、1979年、183-233頁。
- 36 フランス史の論考は含まれていないが、最近では以下の論文集が公刊された。古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社、2016年。本書では、エリオットとケーニヒスパーガの論文や、スウェーデン史が専門で、礫岩国家論を唱えたハラルド・グスタフソンの論文の日本語訳をはじめ、様々な地域を対象とした論考が収録されており有益である。なお、グスタフソンが1998年に発表した論文「礫岩国家」(Harald Gustafsson, «The conglomerate state: A perspective on state formation in early modern Eu-

rope», *Scandinavian Journal of History*, vol. 23, no. 3-4, 1998, pp. 189-213)
では、フランスも礫岩国家としての特徴をフランス革命まで保持したとみな
しており、フランス史におけるベイク以降の研究成果が参照され、ヨーロッ
パの枠組みのなかでフランスを議論することの可能性が開かれている。

[付記]

なお、本稿の執筆にあたっては、平成 27 年度北海学園学術研究助成金の交付を
受けた。